平成27年12月24日302年

平成27年第24回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成27年12月24日(木)

開会午後1時30分閉会午後2時16分

2 場 所 302会議室

3 出席委員 福田一平 田中健一

平 山 いづみ 伊藤 憲春

小町邦彦

署名委員 伊藤憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 新土 克也 教育長 小町 邦彦 教育総務課長 栗原 寛 学務課長 田村 信行 泉澤 太 指導課長 統括指導主事 桐井 裕美 教育支援課長 矢ノ口美穂 統括指導主事 中村由美子 学校給食課長 亀井寿美子 生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 庄司 康洋 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)
- (2) 議案第38号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 立川市教育委員会に対する要請について
- (2) 平成27年第4回立川市議会定例会報告について
- 3 その他

平成27年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

平成27年12月24日 3 0 2 会 議 室

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)
- (2) 議案第38号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 立川市教育委員会に対する要請について
- (2) 平成27年第4回立川市議会定例会報告について
- 3 その他

◎開会の辞

- ○福田委員長 ただいまから、平成27年第24回立川市教育委員会定例会を開会いたします。 はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。
- ○伊藤委員 はい。
- **○福田委員長** 次に、本日の議事内容の確認を行います。本日の日程は、議案2件、報告2件 でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の立川市教育委員会定例会出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、教育支援課長、中村統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

- (1) 議案第37号 立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の 改定について)
- ○福田委員長 それでは、議案に入ります。
 - 議案(1) 議案第37号、立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)、を議案とします。

お手元の資料、立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について) 及び諮問文案をご参照願います。

亀井学校給食課長、ご提案及びご説明をお願いいたします。

〇亀井学校給食課長 それでは、議案第37号、立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)、ご説明いたします。

本議案は、立川市学校給食運営審議会条例第1条に基づく立川市学校給食運営審議会に、 同条施行規則第2条第1項第2号について、諮問するものです。

本市の学校給食費は平成21年9月の改定以来、見積もり合わせによる価格競争や献立面の工夫等により据え置いてまいりました。しかしながら、平成26年4月からの消費税率引き上げや昨今の食材価格の高騰等に対しましては、これまでの方法では食材料調達要綱で国内産・無添加を原則としている本市の学校給食にとって、その運営が非常に厳しい状況になっております。また、食の安全確保と食育推進の観点から、給食で使用する食材料は市内生産物を優先して使用し、今後もこれを推進してまいりたいと考えております。

学校給食の実施にあたり、施設、設備、運営等の費用は市が負担し、食材料につきましては保護者が給食費として負担することが学校給食法に定められております。つきましては、立川市の将来を担う小中学生に対し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するために、立川市学校給食運営審議会に対して、別紙諮問文案のとおり学校給食費の改定に

ついてを諮問してまいりたいと考えております。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございました。立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校 給食費の改定について)の提案及び説明を終了します。本議案は、前々回、第22回定例会で ご協議していただきまして、委員の皆様の丁寧な協議を経てこのたび議案としてのご提案を いただきました。要旨は、平成26年4月の消費税の増税に対して、内部努力で対処してきた が、昨今の原材料費と食材価格の高騰等に対して、現行の給食費では安全・安心で栄養バラ ンスのとれた給食の提供は困難な状況となってきており、給食の質の確保のための給食費の 改定について、立川市学校給食運営審議会に諮問することをご協議いただきたいということ でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。 はい、田中委員。

○田中委員 先ほど亀井学校給食課長から具体的な説明があり、また、第22回定例会で具体的な説明があったわけですけれども、それを踏まえながら今回、学校給食費の改定についての諮問、これについては是非進めていただきたいと思います。

学校給食費については、安全で栄養のバランスがとれた給食、食事の提供、併せて正しい食習慣の形成、あるいは望ましい人間関係の育成と食育の分野も担う大事な教育活動でありますので、本諮問のとおりに進めていただきたいと思います。ご案内のように、多摩地区26市ありますけれど、大半の自治体については既に学校給食費の改定は進んでいるわけです。そういう点では先ほど福田教育委員長からも説明がありましたように、内部努力を相当これまで図り、また行政努力もしながらも、ここにきては限界だろうと思います。その背景については先ほど亀井学校給食課長から説明がありましたので、是非今後この方向でお進めいただきたいです。

あと、これに関連してお伺いしたいのですが、この諮問文の日付は平成27年12月25日なのでしょうか。また、この実施については平成28年4月1日で学校給食費の改定が実施されるのかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○福田委員長 亀井学校給食課長、まず文書の発令等について、いかがですか。
- **〇亀井学校給食課長** 第1回の運営審議会を年が明けまして平成28年1月12日に予定しておりますので、そちらの日付になると思います。
- ○福田委員長 田中委員、よろしいですか。
- **○田中委員** ご説明がありました平成28年1月12日ということで、そうすると実施としては 平成28年4月1日からの実施なのでしょうか。
- **〇亀井学校給食課長** 実際の改定の時期は、答申をいただきまして、議会、教育委員会のほう も審議をかけてということになりますので、早くても秋以降になるかと思いますが、そちら は、答申をいただいてから議会それから教育委員会定例会の協議を待ってということになり ます。

- **○福田委員長** 年明けの1月12日に立川市学校給食運営審議会を開催し、そこで諮問をして、 答申後に改定となります
- ○福田委員長 ほか、いかがですか。はい、小町教育長。
- ○小町教育長 今、田中委員からご発言がございましたが、多摩各市は前回の消費税値上げのときに改定している市がほとんどでございまして、そのときは立川市といたしましては保護者の負担ということも勘案いたしまして、食材に関しまして入札等の工夫であるとか献立の工夫ということで、そのときは改定せずということでしのいできたわけでございます。いよいよこにきて消費税率の値上げの影響も含めまして食品価格が高騰してきまして、食材料に関しましては保護者負担ということが原則でございまして、材料の質を落とすことはできませんので、第一義的には安心・安全の栄養バランスのとれた給食を提供するということが大命題でございますので、そこの部分で審議会に諮問するという内容でございます。

今いろいろご質疑がございました実施の額ですとか実施の時期に関しましては、改めて答申が出てから検討させていただいて、もちろん教育委員会に諮らせていただいた上で最終的には決定していきたいと思っています。実施の時期に関しましては、市民への周知期間も含めて余裕をもって実施時期を定めないといけないと考えております。改めてここではまず審議会にかけさせていただいて、その現状を把握していただいた上で審議会の答申をいただく、答申を受けて具体的な検討に入るというような第一歩を踏み出すということで、ご理解を賜ればと思っています。

○福田委員長 答申を受けて具体的な対策に入っていくということでございます。 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 ないようでございます。立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給 食費の改定について)の質疑及び協議を終了いたします。

議案第37号、立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)、 お諮りします。

ご提案のとおり、立川市学校給食運営審議会に諮問することにご異議ございませんか。 [「異議なし」との声あり]

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案(1) 議案第37号、立川市学校給食運営審議会への諮問について(学校給食費の改定について)、は承認されました。ご提案のとおり、立川市学校給食運営審議会に諮問をお願いいたします。

議案(1) 議案第37号、立川市学校給食運営審議会への諮問について、を終了します。

◎議 案

- (2) 議案第38号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- **○福田委員長** 次に、議案(2) 議案第38号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則、さらに第1号、第2号様式、立川市図書館資料収集 基本方針等を参照願います。

土屋図書館長、提案説明をお願いいたします。

〇土屋図書館長 では、議案第38号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が施行され、平成28年1月以降、希望者の申請により公的身分証明書として個人番号カードが交付されるため、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

資料、新旧対照表をご覧ください。この表の左側部分が改正後、右側が改正前となっております。また、改正をした部分につきましては下線が引かれております。

第6条、(個人確認書類等) につきましては、マイナンバー法の個人番号カード交付の開始 に合わせまして、個人番号カードを追加するものでございます。現在、図書館の個人利用登 録の際、本人確認書類として運転免許証、パスポート、健康保険証などを提示いただいてお ります。追加となります個人番号カードにつきましても同様に提示いただくのみとなります。 また、別紙となります第1号様式、第2号様式につきましては、今回の改正に合わせて文 言の整理をするものでございます。

新旧対照表に戻りまして、第26条、(リクエスト対象外資料)の7号、立川市図書館資料収集基本方針につきましては、平成27年9月1日付で再度決定したため、今回の規則改正にあたり変更するものでございます。

参考資料といたしまして、立川市図書館資料収集基本方針をお示しいたしました。方針の内容そのものに変更はございませんが、平成27年7月の第2次図書館基本計画策定を受けまして、一番初めの「はじめに」の部分を、一番最後のページ(旧)から、新しいものに見直しをしております。

以上、この改正によりまして平成28年1月1日から、個人番号カードの提示でも本人確認 が可能となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○福田委員長 提案説明ありがとうございました。議案第38号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、提案及び説明を終了します。本議案は個人番号カード制度の導入に伴い、図書館の利用登録の際、本人の確認書類としての個人番号カードを利用できるように規則を改定するというものでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、伊藤委員。

〇伊藤委員 新旧対照表の中で、「(3)の 2 個人番号カード」とありますが、ここを(4)にしなかった理由というのは特に何かあるのでしょうか。

- **〇土屋図書館長** なぜ(3)の2という枝番になっているのかというところは、この追加につきましては、全庁的に住民基本台帳カードの前に置くというルールということで文書法政課に確認をしておりまして、間に入れるということで(3)の2の所に入っております。
- **○福田委員長** 全庁的な合意の下で文書法政課で行ったということです。 伊藤委員、いかがですか。
- ○伊藤委員 それを(4)にして、住民基本台帳カードを(5)にして順番にずらしていくことも可能だったのかと思います。(3)の2とする何か理由があるのか、つまり健康保険証と同様の扱いと考えるのでしょうか。
- **〇土屋図書館長** 私どももそのように考えたのですが、後々の改正のことも考えると番号が枝番であっても問題はないということで、並び順が住民基本台帳の上だと聞いております。
- **〇福田委員長** これは文書法政課で取り決めることですので、ここで議論することではないと、 伊藤委員、いかがですか。
- ○伊藤委員 はい、分かりました。
- ○福田委員長 ほか、ございますか。小町教育長。
- ○小町教育長 今回は国の制度の中で個人番号カードが導入されて、それも個人本人を確認するための一つの確認書類が増えたということで、市民の利便性が高まったということでお考えいただければいいかと思っています。選択肢が増えたということで個人を証明するものが、ツールが1つ増えたということで、これはもちろん先ほど説明しましたとおり、コピーしてとかそのようなことはございませんので、あくまでも提示のみでございますので、登録の際の利便性を高めるということの施策ということでご理解を賜ればと思っています。

取扱いに関しましては、窓口を含めまして私どものほうで徹底はしてまいりたいと考えていますし、市民への周知に関しましては、他の課も本人証明として使えるということで、図書館だけではなくて全庁的にいろいろな本人証明の様式はございます。そういったもので共通で取り組む事項でございますので、図書館だけが突出していることではなくて大きい流れの中の一つの取組であるという形で、PRに関しましても全庁的なPRの中で周知徹底が図られて、誤解のないような形で窓口でも取り扱えればいいと思っております。そのように取り組みたいと思っています。

〇福田委員長 個人証明の選択肢が増えて、市民の利便性が高まったということです。 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 ないようでございます。立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についての質疑及び協議を終了します。

議案第38号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。 ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案(2)議案第 38 号、立川市図書館条例施行規

則の一部を改正する規則について、は承認されました。議案(2)議案第38号、立川市図書館 条例施行規則の一部を改正する規則について、を終了します。

◎報 告

(1) 立川市教育委員会に対する要請について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告(1) 立川市教育委員会に対する要請について、のご報告でございます。 資料等は特にございません、口頭での報告、説明となります。 新土教育部長、お願いいたします。

〇新土教育部長 立川市教育委員会に対する要請について、でございます。

12月14日の立川市議会文教委員会におきまして、文教委員会、安東委員長より小町教育長へ要請がございました。要請内容は、教育委員会における事故や事件への危機事案対応について議会への報告が遅れることが数回にわたり見受けられたことに対しまして、その改善を求めたところであるが、まだ改善が見られないため善処を求めるというものでございます。事件、事故等の危機事案が発生した場合は第一報を速やかに議会に報告すること、さらにその後の事態に進展が見られた場合にもそのつど報告すること、というものでございます。

教育委員会としましては、児童生徒に係わる案件の場合、教育的配慮も必要なこともございますが、第一報は速やかに報告することといたしたところでございます。今後もこの要請を受け、教育委員会事務局、学校におきましても、議会や市民の信頼を失うことがないよう、速やかなかつ丁寧な対応に努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございました。立川市教育委員会に対する要請についての説明を終了します。本報告は、去る12月14日に開催された文教委員会において、小町教育長に対する要請文の内容を今後の対応も含めてご説明いただきました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。はい、小町教育長。

〇小町教育長 質疑に入る前に、直接、文教委員長から私が要請を受けましたので、その時の 話も含めましてお話させていただければと思っています。

やはり議会といたしましては、教育委員会の様々な事案が起きたときに、市民の代表としてしっかりそれを受け止めていきたいというような考え方が根底にあるわけでございます。 私どももそのようなことはしっかりと受け止めさせていただいて対応しているところでございますけれども、どうしても学校現場は子どもたちを目の前にしていますので、一つ一つの事案発生の折、教育的配慮がどうしてもそこに入ってきます。そうすると全体的な対応スピードが遅くなってしまうというようなことがありがちでございます。

議会の認識といたしましては、教育的配慮というものを否定することではないけれども、 まず一報として、そのような事案が起きたときに議会に対して一報を入れることが必要では ないか。その後にその具体的な対応策については、その事案ごとに判断していけばよいのではないかというようなことが根底にあるわけでございます。議会のこのご指摘としては、まつまでもなく私どもとしては心がけなければいけないことでございますので、改めて 12 月 17 日に臨時の校長会を開きまして、文教委員長から私に要請された内容につきまして、全校長に私からお話をしたところでございます。この事案に関しましてはもちろん教育に対する信頼を損ないかねないということもございますので、市民の信頼があってこその教育でございますので、改めて事案の起きたときの一報につきまして、徹底方につきまして校長に指導したところでございます。

昨今の情報化の時代の流れの中では様々な予期せぬ展開も起きるわけでございます。情報 共有は早ければ早いほど的確な対処がとれるということでございますので、そのような考え 方の下において教育的な配慮は教育的な配慮として並行して行いつつ、まず全体的な組織と しての対応を図るということの第一歩を遅らせないということを今後とも徹底してまいりた いと考えているところでございます。

教育委員の皆様にはこのような文教委員長からの要請ということで、要請されたことに関しましては事務を統括いたします私といたしましても大変重く受け止めておりますし、またご迷惑をおかけした点に関しましては謝罪を申し上げたいと思っています。大変に申し訳ございませんでした。

- ○福田委員長 ほかに、ございますか。田中委員。
- **〇田中委員** 本事案については小町教育長から丁寧な説明がありましたが、私も今説明があった方向で粛々と今後も対応していただきたいと思っております。

私から 2、3 申し上げたいことがあります。1 つは、このたびの文教委員会の要請ですけれども、これについては、いち早く小町教育長を中心に立川市立小中学校の校長及び教育委員会管理職宛にしっかりした対応をということで文書を出され、しかも説明を行っているということで適切であったのではないかと思います。つまり学校及び教育委員会全体の危機であり信頼回復には全教職員の真摯な対応を積み重ねることが大切であると思います。その上で市民の代表である議会の要請を重く受け止め、直接このような内容を全教職員に周知するとともに、再発防止に向けた組織体制の徹底的な見直し及び具体的改善を行うように指示するということが必要です。

2つ目に、既に 10 月 20 日に臨時校長会を開催して再発防止に向けた指導内容、極めて具体的でしかも適切な指導をされていると思います。つまり再発防止に向けた指導内容として、一つは個人情報の管理の徹底、二つ目に組織体制の強化、三つ目に個人情報の取扱いに関する研修による危機管理意識の向上、それを踏まえながらなおかつコンプライアンスあるいは教育委員会と連動した事故防止の取組、そういう点で一つ一つ丁寧に取り組んで、今後再発防止に努めようと、そのことが結果として市民への信頼回復につながっていくだろうと思います。

その上でもう1つ付け加えたいことですけれども、学校現場というのは校長を中心とした

指導体制の中で、もう一度四管理二監督をしっかり見直しをしていただきたい、先ほど小町教育長からもお話がありました情報の共有化、これは非常に大事なことです。ただ、情報の共有化から一歩進めて共同しながら行動する、つまり、情報を共有化したら再発防止に向けて共に行動を起こしていくということが大事ではないかと思います。そういうことも含めて、今後このような事案については根絶していきたいと思いますし、私どもとしても情報共有しながら行動連携し、常々教育長がおっしゃっている可視化ということがあります。きちんと見える化をしながら何がどう問題なのか、どこでどう対応すべきか、どういうものを検証しながら再発防止に努めるか、そういう面では可視化をしながら行動連携を図っていくということが大事なのではないかと思います。

したがって3点申し上げました、教育長から発令された管理職への文書を踏まえながら周知徹底を図っていくこと、2点目は臨時校長会で周知徹底と具体的対応策、3点目は四管理二監督をもう一回見ながら校内体制をしっかり取り組み、情報の共有化を図りながら可視化を図る、そういう面でなお一層行動の連携化が必要ではないかと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

- ○福田委員長 3点のご要望でございました。ほか、ございますか。
- ○福田委員長 公選で選ばれた市民の代表である議会の要請でございますので、やはり真摯に受け止め、これを重視する必要がある、これは間違いないことでございます。ただ、私の個人的な感想からいくと、今まで様々な危機事案については丁寧に報告してきたのではないかと受け止めております。火急でといいますか速やかに報告したと思いますけれども、事案によってはどうしても学校や子どもの人権というものもございますので、校長及び指導課長や教育長のほうでご判断いただく部分もあろうかと思いますけれども、適切な判断の下に迅速な対応というのでしょうか、私たちの世界ではよくこれをクライシス・コミュニケーションと言いますけれども、私はやはり校長の迅速な意思決定の下にご報告をいただかないと、指導室課長であれ教育長であれ、ご判断できないということになります。

まずスピードを速めていただくと同時に、情報開示については疑惑を生まないといいますか、要するに学校文化というのはどうしても独特のものがございますので、私は疑惑を生まない徹底した情報開示が必要であると考えます。それで学校の視点や教員の視点だけでなく社会の視点から判断した開示が必要であると考えておりますけれども、やはり何も起こらないということはあり得ないわけです。人は起こしたことで非難されますけれども、それだけではなくして、起こしたことにどう初期対応したかということが大変重要になってくると思います。今回のことも肝に銘じて是非、迅速な対応等についてお願い申し上げます。

ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 ないようでございます。報告(1)立川市教育委員会に対する要請について、質 疑及び報告を終了します。

◎報 告

(2) 平成27年第4回立川市議会定例会報告について

○福田委員長 次に、報告(2) 平成27年第4回立川市議会定例会報告について、の報告でございます。

資料 1、立川市議会平成 27 年第 4 回定例会日程表、資料 2、一般質問順序表、資料 3、文 教委員会、資料 4、教育委員会に関係する項目をご参照願います。

引き続き新土教育部長、報告、説明をお願いいたします。

○新土教育部長 それでは、平成27年第4回市議会が12月17日に終了しましたところでございまして、本日は一部資料がございますが口頭での報告とさせていただきます。詳細は議事録が1月下旬に公表されますので、ご覧いただきたいと思います。

議事日程ですが、資料1にありますように11月30日から12月17日まででした。

一般質問は、11月30日から12月4日までであり、質問項目は資料2の一覧のとおりでございます。この中から主なものをポイントのみでご説明いたします。

まず、新生小学校の施設修繕について質問がございました。施設等の現状を教育委員会でも把握しているところでございます。修繕については、危険箇所等がある場合は状況を把握した上で緊急修繕を行っており、また、日常的に教育上支障がないよう計画的に取り組んで進めているところでございます。

続きまして、18 歳選挙権についての質問がございました。主権者教育の推進ということで ございますが、これにつきましては立川市民科での学びをもとに関係機関や団体と連携して 主権者教育に取り組むことを明記しておりまして、今後も立川市民科及び社会科等を中心に 進めていくということです。本年度の取組につきましては、中学校 1 校において投票箱等を 使用して生徒会役員選挙を実施したところもございました。

学校施設の管理の現状でございます。学校施設の安全に関する点検につきましては、建築 基準法等の規定に基づきまして施設ごとに3年に1回、建築物の現況を点検しているところ でございます。また、消防施設の点検につきましても消防法の規定に基づきまして総合点検 を年1回、また外観や機能点検などの機器点検を年2回実施しているところでございます。 点検における調査報告に基づきまして不具合が発見された場合は緊急修繕で対応する等、校 舎等の良好な維持管理を実施しているところでございます。

続きまして、特別支援教育についてございました。特別支援教育に係る具体的な施策につきましては、特別支援教育実施計画の策定を契機として取組内容の充実を図っているところでございます。平成27年度におきましては臨床心理士による巡回相談の開始、平成28年度からは本格導入されます特別支援教室のモデル授業の準備を進めているところです。また、情緒障害の固定学級の新設についての質問がございましたけれども、検討の必要性は認識しているところであり、平成29年度からの第2次の特別支援教育実施計画の中で検討課題の一つとしたいとしています。また、特別支援教育に係わる専門性の向上につきましては、若手教員研修や夏季休業中に実施する教員研修の中で専門性の向上に取り組んでいるところでご

ざいまして、引き続きさらにその内容を充実するような形で進めていきたいと答弁したところです。

また、いじめに対する取組につきましては、平成26年度の児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査で立川市でのいじめの件数と立川市教育委員会におけるいじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けたいじめの防止の取組について、取組を進めているということをご報告いたしました。また、「絶対やめようネットいじめ」のリーフレットを作成しまして全児童生徒に配布し、ネットいじめの防止に取り組んでおります。また、いじめの相談窓口の周知方法について、教員の多忙感への取組や実態調査について、いじめの起きたときの学校での調査や対応体制についてお話したところです。

続きまして、生涯学習の取組でございますが、市が目指す生涯学習施策の理念は、「生涯学習社会の実現」であり、そのために学習の機会を求め学ぶ意欲がある方はもとより、広く市民の学ぶきっかけを提供し、学んだ成果を社会教育活動等へ、地域に還元していく仕組みを具現化してまいりたいと考えていると答弁いたしました。その他、たちかわ市民交流大学の全体としての評価、企画運営委員会の評価、市民推進委員会についての評価等が出たとともに、市民交流大学の今後の課題についてもお話したところです。

通学路の防犯カメラにつきましては、東京都の補助金を活用して平成27年度から準備を進めておりまして、この補助金が学校や地域で行う通学路の見守り活動を補完するため、通学路に設置する防犯カメラも設置費用の2分の1を東京都が補助するものでございまして、小学校1校当たり5台を目安とされておりまして、市としてはこの補助金の中で整備を行っていくものと考えていると答弁したところです。

その他、プライバシーの保護等の配慮につきましては、立川市の条例等によりまして、そ の運用を図っているところでございます。

薬物につきまして、これは京都市の小学校の大麻騒動に関してでございますが、教育委員会としましても薬物乱用防止の重要性を再認識し、対応しなければならないと考えているところでございます。これまで行っていました警察署や保健所、学校保健会の協力をいただきまして、小中学校全校の薬物乱用防止教室を行ったり、関係機関、団体との連携におきまして「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」について薬物乱用防止の啓発を行ったところでございまして、今後もより一層、学校、学校保健会と連携して薬物乱用における危害を正確に伝え、薬物乱用防止の推進を図っていくというものでございます。

けやき台小学校と若葉小学校の統合問題、これは2人の議員から質問がございました。けやき台小学校と若葉小学校の統合に至る経過として、けやき台小学校大規模改修工事設計中断から、市議会への請願提出、請願不採択、請願採択を受けて、市の検討委員会の方針決定、教育委員会の方針決定、そして4回の説明会の開催までを説明しました。説明会では、参加者から賛成の声もある一方、若葉小学校の存続を求める意見や質問も出ている状況から、参加された方全員に市の方針がご理解いただけたとは考えておらず、説明会に出された意見や質問に対する教育委員会の考えを示した資料をホームページに掲載するとともに、保護者や

地域に資料を配布、回覧するなど、今後も学校統合方針にご理解いただけるよう努めていく と答弁しました。また、保護者向けには説明会も検討し実施したいと答えたところでござい ます。その他、今後の新学校設立検討スケジュールについて、統合をすることに対する児童 等への精神的なことに対する対応について、「きこえとことばの学級」及び「たんぽぽ学級」 について、五日市街道等通学路の安全対応について、説明会実施におけるコーディネーター 等の配置について等の質問もあったところでございます。

教育環境の充実につきましては、学校施設環境改善交付金交付事業がございまして、学校建物の施設設備に関する経費の一部を国が交付するものでございます。全国からの要望に対しまして予算が不足しているため、今年度は立川市において採択されている事業は第六小学校校舎の大規模改修事業のみで、その他不採択になったものに関しましては市費で対応する方向で今検討を進めているところでございます。そしてこの交付金は不可欠なものでございまして、市長会や教育長会も要望書を提出したと答弁したところでございます。特別教室等へのクーラー設置につきましては、東京都の補助金要綱の一部改正によりまして補助の対象範囲が拡大しましたが、未設置の特別教室に一斉に空調機を設置することは一度に多額の費用がかかるため、老朽化した管理諸室の空調機の更新含め優先度を勘案した中で空調機の計画的な設置について検討していると答弁したところでございます。

次に高松町の大型マンション建設に伴う課題でございますが、大型マンションに入居する 児童数につきましては、開発業者から予測した数値を聞いているところでございます。今後 の対応としましては、今後の児童数の推計やマンション建設による児童等の増加等勘案して、 近隣の小学校との通学区域の見直し等の検討を慎重に行ってまいりたいと答えたところでご ざいます。

続きまして、性の商品化と若年女性の被害から、子どもと女性の人権をどう守るかということでございます。性的虐待等の相談に対しましては学校及び関係機関と連携して対応することが大切であり、具体的には心理の専門家による相談を行ったとともに児童相談所や警察署及び少年センターとともに対応を協議し、個々のケースに応じた対応を迅速に図ってまいりたいと答弁しました。

また、携帯電話やパソコンなどインターネットを通じた小学生向けの情報教育については、 今年度4月に「絶対やめようネットいじめ」のリーフレットを作成しまして、全小中学校の 児童生徒に配布したところでありまして、この中に具体的な内容も明記し周知を図るところ でございます。

続きまして、中学生・高校生の居場所についてでございます。学習館の教室においては、18歳未満の中高生5人以上で借りる場合は代表者と保護者の同意のもと利用可能でございます。学校行事の一環として行う場合は学校長名での使用申請を受けて使用料を減免しておりまして、市内の高校での音楽クラブなどが使っているところでございます。また、夏休み期間中におきましては施設内の空き教室を無料で開放しております。また、中央図書館の会議室においても、夏休み期間中は土日に自習室として提供していると答弁したところでござい

ます。

以上が一般質問についてでございます。

また、12月14日に文教委員会が開催されました。審議項目は資料3の様式2に記載しているとおりでございます。

報告事項は7件報告がございました。これは既にこれまで教育委員会定例会に報告した内容でございます。

所管事項の質問では、1人の委員から質問がございました。学校評価アンケートについて、これは評価アンケートの対象や調査内容をどう活用しているか等でございました。学校では評価内容を学校だよりで報告するとともに、教育活動の実施状況の把握及び次年度の教育計画策定に活かしていると答えたところです。また学校プールにおきましては温水シャワーについて、トイレの改修についての質問がございました。現在のプール状況、改修状況を説明するとともに、今後につきましては大規模改修工事に合わせプール改修を実施するとともに、それ以外の学校においては劣化状況を確認して優先度に応じて改修を実施していると答弁いたしました。

最後に、10月17日に議案審議で一般会計の補正予算審議がございました。教育委員会に 関する事項は資料4のとおりでございます。

この中で特別支援教育の推進等の指導員賃金等につきましては、対象者の増に伴いまして 増配置に伴う増額でございます。その他、小中学校施設改修でございますが、けやき台小学 校につきましては児童の安全性の観点から庇等の老朽化している所の改修をするものでござ います。その他のものにつきましては、当初、平成28年度予算で予定していたものを、教育 環境の確保の観点から前倒して実施するというものでございます。中学校指導用デジタル教 科書につきましては、指導者用タブレットの導入に合わせて導入し授業に活用するものでご ざいます。地域学習館維持管理の改修は施設の老朽化に対応して実施するものでございます。

この補正予算については、全会一致で可決されたところでございます。

以上、簡単に口頭でございますが12月議会の報告でございます。

○福田委員長 ありがとうございました。平成27年第4回立川市議会定例会報告についての説明を終了します。教育行政全般にわたり多様な質問に対する適切なご答弁ありがとうございました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 ないようでございます。報告(2)平成27年第4回立川市議会定例会について、 質疑及び報告を終了します。

◎その他

○福田委員長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

新土教育部長、お願いします。

- **〇新土教育部長** 通学路の防犯カメラの設置の状況について、学務課長より報告いたします。
- ○福田委員長 田村学務課長、お願いいたします。
- ○田村学務課長 明日発行されます市の広報紙「広報たちかわ」12月25日号で通学路の安全 確保についてカラー刷りで掲載いたします。内容につきましては、通学路の見守り活動、通 学路の合同点検、防犯カメラの設置について、この3つを中心に掲載しております。また、 写真を多く取り入れて市民に知らせております。

なお、この中で通学路の防犯カメラにつきましては、今年度は4校設置するということをこの定例会でもお話しているところです。今年度この第二小学校、第四小学校、第十小学校、西砂小学校につきましては、ここで設置工事を終えまして、この年末より稼働を始めるところでございます。来年度もまた同じように小学校の通学路の防犯カメラの設置をしていきます。今後とも子どもたちの通学路の安全確保をこのような形で図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〇福田委員長 ありがとうございます。通学路の防犯カメラ設置についてでございます。 この件について、ご質問等ございますか。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

◎閉会の辞

○福田委員長 最後に次回の日程確認を行います。次回、平成28年第1回立川市教育委員会定 例会を平成28年1月14日木曜日、午後1時より、208、209会議室で開催いたします。

委員の皆様には1年間真摯で大変ご丁寧な協議に感謝申し上げます。また、新土教育部長 含めて、スタッフの皆様には詳細な資料を提示いただき、またご丁寧なご説明ありがとうご ざいました。充実した定例会であったと思います。御礼申し上げます。

以上で、平成27年第24回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時16分

署名委員				
•••••	••••	•••••	•••••	• • •

委員長